

「多様な学生の受入れ」を進めるために

開催日時：2019年1月10日（木） 18：00～19：30

情報交換会 19：30～20：30

講演者：村田 淳 氏

京都大学学生総合支援センター 准教授

障害学生支援ルーム チーフコーディネーター

参加者数：教職員21名（うち会員校からの参加者：18名）

参加大学数 15校（うち会員校数：12校）

（その他に大阪府より4名参加）

1. フルブライト2018年度IEA(国際教育交流担当者：International Education Administrator)プログラム参加者の講演ビデオの視聴

※視聴したビデオは、フルブライト2018年度 IEA(国際教育交流担当者：

International Education Administrator)プログラム参加者に講演をお願いしていた2018年6月18日実施予定であった「第3回Salon De 大学コンソーシアム大阪：『多様な学生の受入れ～アメリカの事例から学ぶ～』」が、大阪北部地震の発生で中止になったが、日米教育委員会とフルブライトIEAの厚意により東京で収録された当日講演予定であった内容であることが、司会担当の塩川SD研修コーディネーターより説明された。

6月のサロンは中止となったものの参加申込者が多かったため、そのビデオを視聴し、専門的な質問等に答えていただくために京都大学の村田先生にリソースパーソンをお引き受けいただいて、9月5日に「ワークショップ：多様な学生の受入れ～アメリカの事例に学ぶ～」を企画した。しかし、またしても9月初めに関西を襲った豪雨の影響で、9月の企画も交通機関の運行不順などで中止となった。

研修部会推進委員会で検討の結果、「3度目の正直」として、今回、村田先生のご講演を中心に、フルブライトからご提供いただいたビデオを入口として「多様な学生の受入れ」についてのサロンを開催することになったことが説明された。

●ビデオタイトル：「EQUITY AND INCLUSION-Services for Diverse Student Populations-」（平等と多様性の受入れ～多様な学生層へのサービス～）

ビデオ資料として日米教育委員会が作成くださったポイントをまとめたパワーポイントのスライドの要点は、以下のとおり。

1. 「多様な学生層」は、どのような学生たちなのかの特定
2. 付加的サービスを提供する理由
3. どのような支援を利用できるのか

4. 多様な学生には多様な支援が求められている
5. 精神衛生上の問題を抱える学生
6. 障害のある学生
7. 両親が大学卒業者ではない学生
※学生の両親が大学で学んだ経験がない場合、大学生活や大学での学習に適応できないことがある。
8. 性的少数者の学生
9. その他（不法滞在者や国外強制退去の短期滞在者）
10. 学外のリソースの紹介
11. 学外のリソース団体例
12. 学外の専門的なリソース

2. 「大学と障害の現在」(村田講師講演タイトル)

ビデオ視聴後、村田講師から「大学と障害の現在」と題したパワーポイント資料に沿って、ご自身の勤務先である京都大学における「障害学生支援」体制のご紹介、「大学における障害学生支援と障害者差別解消法」、「高等教育機関の役割」についてのご提言まで、わかりやすく、熱意のこもったご講演内容でお話しいただいた。



講演中の村田講師

(1) 「障害のある人」とは

フルブライト IEA のビデオ視聴を受けて、講演の冒頭に、村田講師から、海外（アメリカ）と日本における「多様性」の位置づけが異なるのではないか、という課題提議があった。

アメリカでは、『多様性』は『前提』であるが、日本では『多様性』は『理想』になってしまっている。

村田講師は、「障害のある人」は「配慮されていない人」という言い方もでき、それゆえに「reasonable accommodation(合理的配慮)」が必要な人であると述べられた。

したがって、「大学が大学であるために」、障害のあるなしに関わらず、大学で教育を受けようという人に対して、適切な学習環境を整えることが大学には求められている、と話された。

海外では、障害のある学生が、(学習にあたり支障にならないように)各自で、必要な機材を持ち出すことのできるような部屋もあると紹介された。

例) 音に過敏な学生は、雑音を遮断することのできる「ヘッドフォン」を、自分でそのような機材の保管してある部屋から持ち出して、授業に参加する。

(2) 京都大学における障害学生支援

京都大学における障害学生支援について「学内の体制」、「人員配置」、「冊子等の発行物」等をご紹介いただいた。

(3) 大学における障害学生支援と障害者差別解消法

- ・2013年6月に成立し、2016年4月から施行された「障害者差別解消法」により、日本の大学における障害学生の人数は増加している(現在は、全学生数に占める障害学生の割合は、「0.98%」)。
- ・アメリカでは約10%、ヨーロッパでも5~6%という国もあり、日本でも数年後には、さらに増えていることを理解しておく必要がある。
- ・障害学生のうち、「発達障害のある学生」の割合は、年々増加傾向にあり、2017年には、5,174名と2007年の178名の約50倍となっている。
- ・2017年度の障害学生のうち、発達障害のある学生の割合は約15%であるが、統計に出てくる人数は、「大学が『診断』等をもって、認識している人数」である。つまり、統計に出てこない人数を合わせると、さらに人数は多くなる。
- ・現在の日本の高等教育では、発達障害の中でも、ASDⁱ(自閉症スペクトラム症、アスペルガー症候群)の割合が約60%と高いが、欧米と比べると違いがある。今後は、ASDに加えてSLDⁱⁱ(限局性学習障害)やADHDⁱⁱⁱ(注意欠如多動症)の把握・支援が進むことが予想される。
- ・障害者差別解消法の成立の背景には、日本が「障害者権利条約」を批准するという国際社会での動きがあった。
- ・2012年に文部科学省高等教育局に「合理的配慮」についての考え方や課題についての検討会が設置され、2012年12月に「検討会報告(第一次まとめ)」が、2016年に「第二次まとめ」が出された。
- ・2016年4月に施行された障害者差別解消法により、「合理的配慮」は、国公立大学においては「法的義務」として、私立大学は民間事業者に倣い「努力義務」となった。
- ・しかしながら、「大学は公共性が高い」存在であり、一般観念から考えたときには、私立大学であっても、十分にその責務を果たす必要があるだろう。

(4) 合理的配慮とは

- ・「合理的配慮 (reasonable accommodation)」については、「障害者権利条約第二条」に定義されている。
- ・「合理的配慮」の「構成要素」として、「個々のニーズ」、「社会的障壁の除去」、「非過重負担」、「本来業務付随」、「機会均等」、「本質変更不可」、「意向尊重」があることが紹介された。
- ・大学が障害学生への合理的配慮を決定するにあたっては、「障害学生からの申し出」→「障害学生と大学等による建設的対話」→「内容決定の際の留意事項」→「決定された内容のモニタリング」という手順があり、常に前述の手順を繰り返すことが重要だと説明された。

(5) 高等教育機関としての役割

- ・高等教育機関が「ユニバーサルである」ことは、グローバルスタンダードになりつつあり、個々の高等教育機関の取り組みも重要であるが、高等教育機関全体として、取り組むことも重要である。

(6) 最後に

村田講師より、企業や自治体も参加し、就職に困難さを抱える学生への支援活動を行っている「高等教育アクセシビリティプラットフォーム事業（文部科学省：社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業）」と「全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN^{iv}）」の紹介がされた。

3. サロン参加者への「参加証」の授与等

- ・2018年度最終回であった Salon De 大学コンソーシアム大阪に、村田講師をお迎えし、大学が取り組むべき課題に対して、多くの示唆に富んだ講演をしていただいたことへの謝意が、大学コンソーシアム大阪研修部会推進委員長の浅田氏（大阪女学院大学）から「閉会の辞」として述べられた。
- ・終了後、大学コンソーシアム大阪会員校からの参加者には、「参加証」が授与された。



研修推進委員長の「閉会の辞」

4. 情報交換会

- ・キャンパスポート大阪で開催された情報交換会は、予定時間を過ぎても熱気の冷めない盛り上がりとなり、直接、個別に村田講師に相談する参加者の列が絶えることはないほどであった。
- ・また、参加者同士もお互いの大学における取り組みについての情報交換を活発に行っていた。



活発な情報交換を行う参加者

5. 第9回「Salon De 大学コンソーシアム大阪」参加者の感想

多様な学生の受入について、米国大学の取組みや日本の現状を学びたく参加しました。フルブライト IEA プログラム参加者（米国大学職員）のそれぞれの大学での取組みについてのプレゼンテーション（録画）については、解説もあり、非常にわかりやすく理解が深まりました。また、村田淳先生のご講演では合理的配慮内容の構成要素・配慮内容の決定手順について、具体的な例を交えながらご説明いただき、“合理的”とは何を指すのかを論理的に理解することができました。学生の多様性(障がいがあることを含む)が大学生活で障壁になることなく、適切な配慮(サポート)を受けて成長できる学習環境をつくるためには、障がいのある学生支援部署だけではなく、大学の様々な部署・オフィスにおける体系的なアプローチが必要であると改めて感じました。

(関西大学 授業支援グループ 西脇 菜穂子)

以上

(本報告書の「5. 参加者の感想」以外の文章の文責：大学コンソーシアム大阪 SD 研修コーディネーター 塩川雅美)

<注>

- ASD (Autism Spectrum Disorder)は、「自閉スペクトラム症」「アスペルガー症候群」と訳される。以下は、日本学生支援機構（JASSO）のホームページの引用である。「ASDは、対人関係の困難さと限定的な興味・関心・行動の2つの主症状からなる発達障害です。自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等の診断を受けている学生もASDに含まれます。対人関係の構築の難しさや状況理解の困難さ等から、大学等では、授業・研究室活動・サークル活動等の多くの場面でトラブルを起こしてしまう場合も少なくありません。また診断を受けている学生の数も多くないために、本人が自分の障害を理解・受容することが難しい場合もあります。更に他の発達障害や二次障害としての精神疾患を併せもつ学生もいます。」
詳細は、以下の JASSO のホームページご参照。
https://www.jasso.go.jp/sp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/08/1300143_9762.html#sidou
- SLD (Specific Learning Disorder) とは、「限局性学習症」「限局性学習障害」と訳される。以下は、JASSO のホームページの引用である。「文部科学省の学習障害の定義によると、全般的な知的発達に遅れがなく、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を

示す状態です。学習の困難の直接的原因が、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害等の障害や、環境的な要因である場合は、学習障害ではありません。医学的診断としてのSLDは、対象となる学業スキルとして読字、文章理解、書字、文章記述、数の操作、数学的推論が含まれています。」

詳細は、以下のJASSOのホームページご参照。

https://www.jasso.go.jp/sp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/08/1300141_9762.html

- iii ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder)とは、「注意欠如多動症」と訳される。以下は、JASSOのホームページの引用である。

「注意欠如多動症 (ADHD) は、不注意、多動、衝動性といった3つの主症状からなる発達障害です。これらの主症状の背景として、脳機能の特異性による注意や情動をコントロールすることの難しさが想定されています。また、年齢発達や置かれた状況によって、行動上に現れる特徴の程度や頻度が変化する場合があります。大学等では、不注意や衝動性による困難さが目立ちやすいと考えられます。また、ASDやSLD、二次障害としての精神疾患等といった、複数の特徴や症状を併せもつ場合も少なくありません。したがって、ADHDの特徴に対する支援のみならず、それぞれの特徴に対する支援も必要になることが多いと考えられます。」

詳細は、以下のJASSOのホームページご参照。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/08/01-2.html#gaiyo

- iv 詳細は、一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会のホームページご参照。

<https://ahead-japan.org>